

誰が奈良公園を保存するのか

—1939年から51年の公園地解除の議論から—

京都大学大学院 堂本直貴

1 目的

本報告の目的は、8世紀以来の神社仏閣の集積地である奈良公園が、もとの所有者である社寺へ譲渡される状況にあった1939年から51年までの議論を事例にして、風致の「保存」につながる論理と、その感覚が官から民に浸透していく過程を検討するものである。日本における公園の設置は、1873年（明治6年）の太政官布告第16号にはじまる。当初は、新規建造ではなく、旧来の名所旧蹟を公園として指定するものであり、そのことで風致を保存するという意図があった。しかし、法制的には公園設置の同年におこなわれた地租改正との関連が指摘される（丸山1994）。それによれば、税収が望めない「官有地」でもなく、税収は望めるが所有者によって現状変更される危険性を有する「私有地」でもない、「公園地」という地目を設定し、官有地にかぶせる。それによって、国は所有権を有したまま同地を貸与し、税に類した収入を得るという発想があった。この文脈で「保存」は、目的ではなく結果といえる。

1939年の宗教団体法や1947年施行の日本国憲法は、明治期に国家が上地し、その後貸与していた旧社寺地の譲渡につながる。奈良公園の場合、所有権が奈良県から社寺の私有地へ変更されることによって、これまで公開されてきた境内地や文化遺産が非公開になること、維持管理不十分な状況による荒廃、あるいは開発による破壊などが懸念された。結果、譲渡後の土地管理をめぐる官と民（神社仏閣）のせめぎ合い（議論）が発生する。

2 分析

奈良県立図書館所蔵の県庁文書である「昭和十五年三月三十日附東大寺興福寺境内解除一件」（奈良県庁公園課編）と「昭和二十二年神社寺院公園解除一件」（奈良県庁文化課編）。および、同時期の朝日新聞（奈良版）等を取り上げる。

3 結果と結論

奈良公園を舞台とする1920年台後半から30年代初頭にかけての保存と開発をめぐる相克については、高木博志が詳細な研究成果を提示している（高木2011）。それによれば、1920年代は、県や内務省を中心に観光のための「開発」が推進され、文部省が「保存」の立場からこれに反発した。だが発表者の調査によれば、1939年以降の奈良県側（公園課）は一貫して、奈良公園の風致を維持するための保存論調に落ちつく。その後、1947年日本国憲法施行後の申請によって、東大寺、興福寺をはじめとする神社仏閣に官有地が譲渡（返還）された。社寺側は、県との論争の末に、境内地運営委員会を組織し、「宗教活動に支障のない限りに於て、公園地との緊密なる協調を保つ」という趣旨書を発表した。

明治初期に設定された公園という制度は、文化財の保存と公開にひとつの役割をはたしたともいえる。だが同時に、奈良公園という空間のもつ風致をいかに維持していくかという側面も有していた。官の論理は土地の独占的な支配権を有することで「保存」可能というものである。だが社寺側の趣意書からは、社寺の宗教活動の維持が、公園の風致を維持するという論理の創出が読み取れ、そこには公園風致の保存の担い手が、官のみであるという認識から民にも波及したことを物語っているのである。

4 参考文献

丸山宏, 1994 『近代日本公園史の研究』 思文閣出版。

高木博志, 2011 「開発と保存：1932年7月23日「東大寺旧境内」史蹟指定」『日本歴史』752: 145-150。